

障がい者通所施設の利用者を募集します

瑞穂町福祉作業所

住 所 瑞穂町大字箱根ヶ崎831番地 2

指定管理者 社会福祉法人 あかつきコロニー

実施事業名 就労継続支援B型（障害者自立支援法に基づく訓練等給付）

対 象 次の要件にすべて当てはまる方
○町内在住で15歳以上の方
○身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方

利用日時 月～金曜日（祝日、年末年始は除きます）
午前9時～午後4時

利用日数 原則1ヵ月の内22日以内

瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみ

住 所 瑞穂町大字石畑 2193 番地

指定管理者 社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会

実施事業名 地域活動支援センターⅡ型（障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業）

対 象 次の要件にすべて当てはまる方
○町内在住で18歳以上の方
○身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方

利用日時 月～土曜日（祝日、年末年始は除きます）
午前9時～午後4時

利用日数 原則1ヵ月の内25日以内

利用開始日 4月1日以降
申請方法 2月1日から次の持ち物をお持ちの上、役場福祉課へ
持ち物 障害者手帳、認印、利用される方の収入が分かる書類（障害年金証書の写し、工賃証明等）
利用者負担 ○障害者自立支援法に基づく利用者負担額
○その他、利用契約時に定められた額
詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 福祉課 ☎ 557—0574

瑞穂町障害児タイムケア事業を開始します

町では、4月1日から障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、特別支援学校等に通う障がい児が、放課後や学校休業日（土・日曜日、夏休み等）における日中活動の場を提供する「障害児等タイムケア事業」を実施します。

実施場所 心身障害者（児）福祉センターあゆみ
住 所 瑞穂町大字石畑2193番地
指定管理者 社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会
対 象 次の要件にすべて当てはまる方
○町内在住の小・中学生、高校生
○身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方
利用日時 ▼月～金曜日（祝日、年末年始は除きます）
午前11時～午後6時
▼土曜日および学校教育法に定める特別支援学校休業日（祝日、年末年始は除きます）
午前9時～午後6時
利用日数 1ヵ月の内25日以内
※利用時間にかかわらず、利用した日については1日となります。
利用料 次の金額の10％
▼4時間未満：2000円
▼4時間以上8時間未満：4000円
▼8時間以上：8000円
※要綱に定める月額負担上限額を超えた金額の負担はありません。また、生活保護世帯の利用料は無料です。
※行事への参加等、実費負担が別途掛かる場合があります。

利用開始日 4月1日以降
申請方法 2月1日から次の持ち物をお持ちの上、役場福祉課へ
持ち物 障害者手帳、認印
詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 福祉課 ☎ 557—0574

平成20年度純資産変動計算書

純資産変動計算書は、平成20年度決算から新たに追加された財務諸表で、バランスシートの純資産の部に計上されている数値の内容を表したものです。行政コスト計算書の純経常行政コストが経常的な財源によりどの程度賄われているかを表しています。

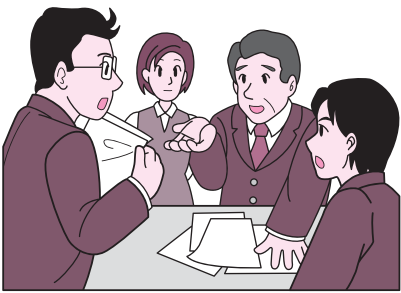
- 純資産の合計で、期末純資産残高(平成20年度末残高)が期首純資産残高(平成19年度末残高)より2.5%の増加となりました。

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)	
区 分	金 額
期首純資産残高(平成19年度末残高)	547億7,773万円
純経常行政コスト	△110億9,671万円
一般財源	93億6,757万円
地方税	70億4,001万円
地方交付税	8,138万円
その他行政コスト充当財源	22億4,618万円
補助金等受入	31億1,957万円
臨時損益	0円
資産評価替えによる変動額	0円
無償受贈資産受入	0円
その他	0円
期末純資産残高(平成20年度末残高)	561億6,816万円

平成20年度資金収支計算書

資金収支計算書は、平成20年度決算から新たに追加された財務諸表で、資金の出入りを三つの区分(経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部)に分けて表したものです。行政活動における資金の使い道とその財源の状況が表示されます。

- 経常的収支の部は、収支差額が約23億5千万円の黒字となりました。これは、経常的収支の部で生じた黒字を公共資産整備収支の部および投資・財務的収支の部で生じた赤字に充当するという関係になります。
- 公共資産整備収支の部は、収支差額が約11億3千万円の赤字となりましたが、経常的収支の部で黒字となった財源が充当されています。
- 投資・財務的収支の部は、収支差額が約6億8千万円の赤字となりましたが、経常的収支の部で黒字となった財源が充当されています。

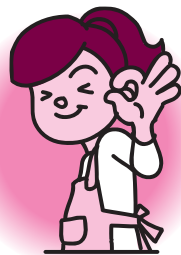
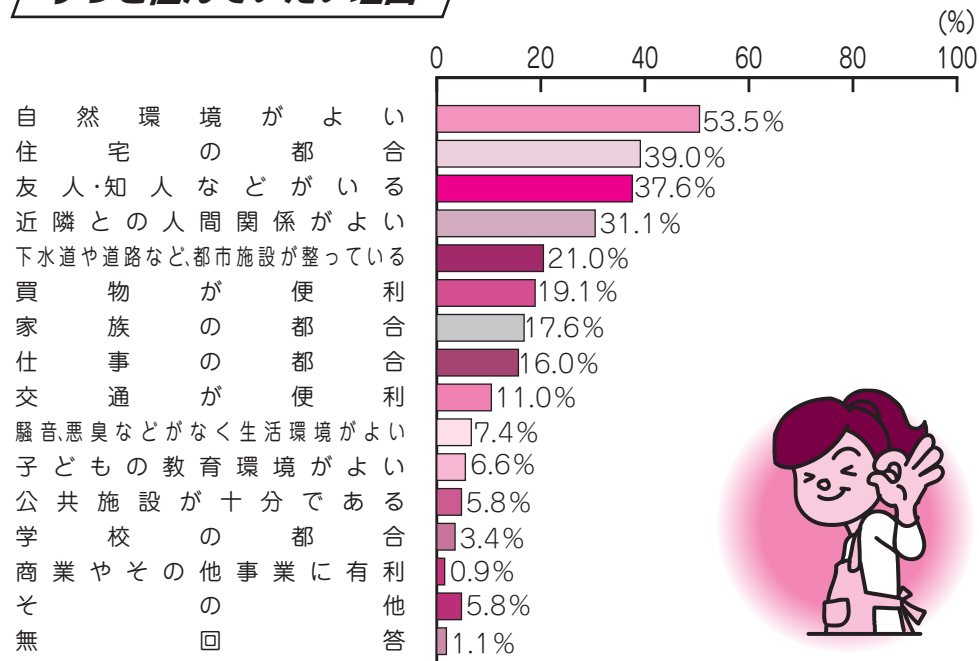


(平成20年4月1日～平成21年3月31日)	
区 分	金 額
1 経常的収支の部	
収入合計(地方税・国都補助金など)	114億8,581万円
支出合計(人件費・社会保障給付など)	91億3,918万円
経常的収支額	23億4,663万円
2 公共資産整備収支の部	
収入合計(国都補助金・地方債など)	8億5,652万円
支出合計(公共資産整備支出など)	19億8,795万円
公共資産整備収支額	△11億3,143万円
3 投資・財務的収支の部	
収入合計(公共資産等売却など)	2億9,122万円
支出合計(地方債・基金積立など)	9億7,435万円
投資・財務的収支額	△6億8,313万円
当年度歳計現金増減額	5億3,207万円
期首歳計現金残高	4億1,491万円
期末歳計現金残高	9億4,698万円

※詳しくは、役場1階情報公開コーナーまたは町ホームページの瑞穂町の財務諸表をご覧ください。

問合せ 企画財政課 ☎ 557—7483

ずっと住んでいたい理由



「ずっと住んでいたい」と答えた人の理由としては、前回調査同様「自然環境がよい」「住宅の都合」「友人・知人などがある」「近隣との人間関係がよい」を挙げる人が多く、特に自然環境については、前回調査と比べると26ポイント上昇し、町の大きな魅力の一つとなっていることが考えられます。

◆ずっと住んでいたい理由は

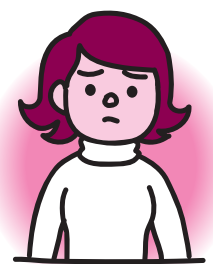
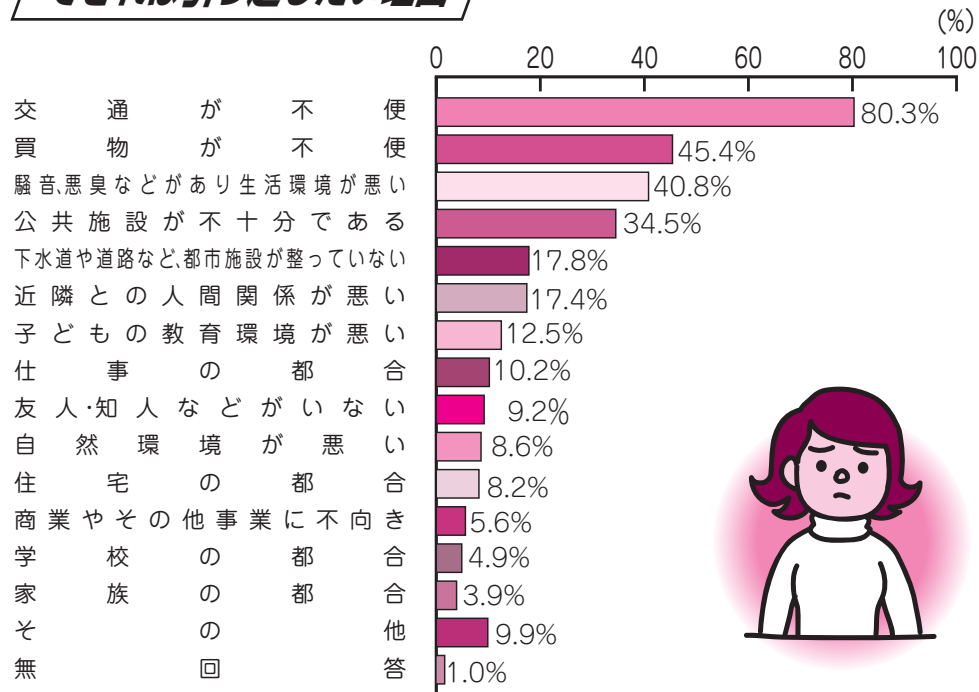
瑞穂町に「ずっと住んでいたい理由」の53.5%

自然環境が魅力!



北狭山谷

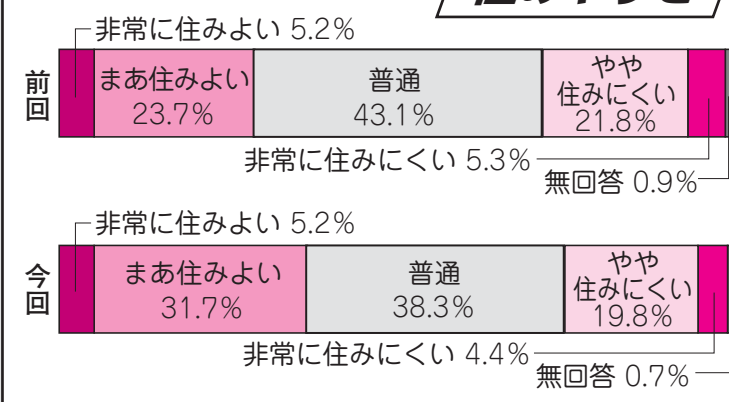
できれば引っ越したい理由



「できれば引っ越したい」と答えた人の理由としては、「交通が不便」が前回調査に続き最も多くなっています。「騒音・悪臭などがあり生活環境が悪い」については、前回調査に比べ17ポイント減少しています。

◆できれば引っ越したい理由は

住みやすさ



住みやすさについては、「非常に住みよい」「まあ住みよい」と考える人の方が、「非常に住みにくい」「やや住みにくい」と考える人よりも上回っています。前回調査（平成16年）と比べると「非常に住みよい」が同じポイントで、「まあ住みよい」が8ポイント上昇しています。また、「非常に住みにくい」が0.9ポイント、「やや住みにくい」が2ポイント減少しています。

◆瑞穂町を住みよいと感じていますか

瑞穂町について
お尋ねしました

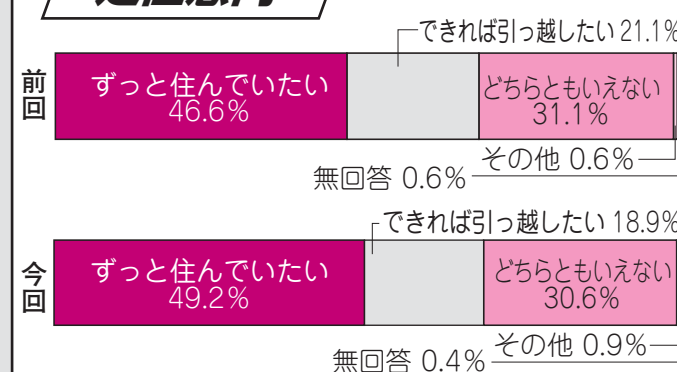
結果を報告します

町民意識調査

その1

町では第4次長期総合計画の策定に当たり、町民の皆様からまちづくりに関するご意見をお聞きするため、町民意識調査を実施しました。このたび調査結果がまとまりましたので、今月号から数回にわたり主なものをお知らせします。

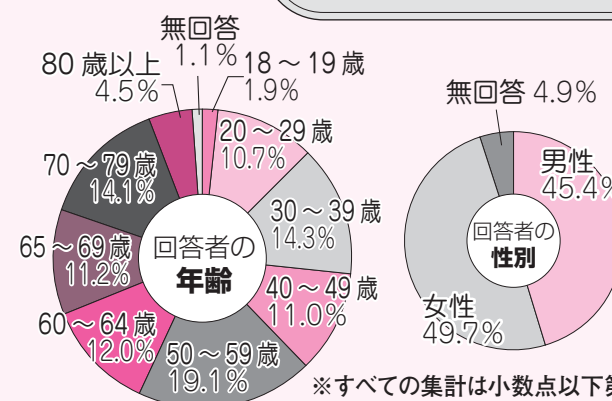
定住意向



定住意向については、「ずっと住んでいたい」が全体の半分近くを占め、最も多く、前回調査と比べると2.6ポイント上昇しています。「できれば引っ越したい」は2.2ポイント減少しています。年齢別に見ると、年齢が高いほどずっと住んでいたい」と考える人の割合が高い傾向ですが、20歳代以下では、「できれば引っ越したい」が「ずっと住んでいたい」を上回っています。

◆これからずっと瑞穂町に住み続けたいと思いますか

※前回調査について
現行計画（第3次長期総合計画後期基本計画）策定の基礎資料として、平成16年9月に実施しました。概要は次の通りです。
調査対象 町内在住で20歳以上の男女3,000人
回収数（率） 1,403票（46.8%）



■調査の概要■

調査時期 平成21年7～8月
調査対象 町内在住で18歳以上の男女
対象者数 3,000人
抽出方法 無作為抽出
調査方法 郵送配布・郵送回収
回収数（率） 1,605票（53.5%）

調査にご協力いただきありがとうございました。

※すべての集計は小数点以下第2位を四捨五入していますので、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。

国民健康保険税のお支払い方法について、現在年金からの特別徴収（天引き）となっている方でも、口座振替に切り替えることができます。なお、国民健康保険税は支払った方に社会保険料控除が適用されますので、ご注意ください。
※ただし、口座振替に切り替えしても未納が発生した場合、再び年金からの特別徴収（天引き）になることがあります。

問合せ 税務課 ☎557―7519

税 INFORMATION ご案内

国民健康保険税の普通徴収（口座振替）について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難である場合には、申請により保険料の納付が免除となります。特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。対象は、申請する年度または前年度に退職（失業）の事実がある場合です。※配偶者、世帯主に一定以上の所得がある場合は保険料

国民年金保険料は退職（失業）による特例免除があります

免除が認められないことがあります。
手続方法
○年金手帳または基礎年金番号が分かるもの
○認印（本人が署名する場合に必要）
○失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）
【追納のお勧め】
特例免除が承認された期間中は、老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されます。なお、特例免除が承認され

追納のお勧め

猫を飼うときは、「屋内飼育」「不妊・去勢手術の実施」「身元の表示」の三つのマナーがあります。
猫を屋外で飼うことは、交通事故、感染症、猫同士のけんかなど、猫自身への危険だけでなく、ふん尿の不始末や車への傷付けなどで近隣への迷惑になってしまいます。

猫を飼っている方へお願い

3月から府中都税支所の所在地が、府中市寿町3―4―6へ仮移転します。
現庁舎での業務は、2月26日(金)で終了し、3月1日(月)から新庁舎で業務を開始します。

府中都税支所の仮移転について

―瑞穂町は、男女共同参画社会を推進します―

PARTNER パートナー

瑞穂町男女共同参画社会推進事業講演会
老若男女一人ひとりの人生が輝くきっかけづくり
瑞穂町の良さを改めて感じるとともに、男女問わず、皆さん一人ひとりが町と一緒に元気になるきっかけ作りにしてみませんか。ぜひ、お誘い合わせの上で来場ください。
日時 2月20日(土) 午前10時から
(午前9時30分開場)
場所 町民会館1階会議室
内容 「自分発信から地域循環へ」
対象 小学生以上の方
定員 50名
講師 江藤梢さん（フリーのデザイナー。地元の人や風土に興味を持ち、地域活性化プロジェクト「東京みずほ学校」を立ち上げ、町内だけにとどまらず、都心などでも瑞穂町のPR活動を展開されています）
申込み 不要です。直接お越しください。
※託児室を用意します（1歳6カ月児から就学前のお子様までの先着10名）ので、小さいお子様がいる方も、ぜひご来場ください（ご利用には事前にお申し込みが必要です）。

問合せ 企画財政課 ☎557―7469

～男女共同参画川柳 今月の一句～ サア一行くよ 今日もおさそい 畑仕事 殿ヶ谷地区在住 63歳 女性より

子ども家庭支援センター 嘱託員募集

雇用期間 4月1日～平成23年3月31日
募集人数 1名
仕事内容 専門相談など
勤務日等 火～土曜日のうち週4日以内
午前8時30分～午後5時15分
資格等 社会福祉士、保健師、看護師、保育士、教員、臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した方、子どもの相談援助活動の実務経験がある方など
応募方法 2月26日(金)までに自筆の履歴書（写真貼付）1通を役場総務課へ提出してください。

※報酬額は瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例によります。

問合せ 子ども家庭支援センターひばり ☎568―0051

「みずほ超とくとく商品券」の使用期限とお楽しみ抽選の景品の引き換えについて

みずほ超とくとく商品券の使用期限は、2月28日(日)までです。使い忘れないようお早めにご使用ください。
お楽しみ抽選で2等の景品が当たった方は、2月26日(金)までに引き換えてください。抽選番号は、商品券の表紙に記載されています。

○2等 お米券5枚（5^{キロ}分） または米5^{キロ} 400本
下2ケタ 23、69、87、97

景品引換場所・時間 商工会 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除きます）

※景品の引き換えには、商品券の表紙が必要です。

問合せ ▶産業振興課 ☎557―7633
▶商工会 ☎557―3389

ユニバーサルデザインとは

「すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つ」ということを発想の起点としている点で、それまでのバリアフリーデザインとは大きく異なります。障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するのがバリアフリーデザインです。それに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。
都市空間であれば、誰もが歩きやすいように電柱を地下に埋設した道路、多言語表記の分かりやすい看板などが挙げられます。建物であれば自動ドアや多目的トイレ、日用品であれば、シャンプー容器のギザギザ等がユニバーサルデザインの代表例です。

問合せ 福祉課 ☎557―7620

水洗化にご協力ください

下水道法で、下水道が使用できるようになった区域では、3年以内に水洗トイレに改造し、すべての汚水を下水道に流すよう義務付けられています。

衛生的な生活環境や河川の水質保全のためにも、まだ水洗化されていない方は、ぜひご協力をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎557―7683

府中都税支所の仮移転について

3月から府中都税支所の所在地が、府中市寿町3―4―6へ仮移転します。

現庁舎での業務は、2月26日(金)で終了し、3月1日(月)から新庁舎で業務を開始します。